

吹田市環境審議会議事概要

平成 23 年 (2011 年) 3 月 1 日 (火)

午前 10:00～午前 11:30

特別会議室

〈出席委員〉

小畑雄治郎委員	上甫木昭春委員	中野道雄委員
新田保次委員(会長)	保田淑郎委員	和田安彦委員
中本美智子委員	池渕佐知子委員	竹内忍一委員
和田学委員(副会長)	村口始委員	井上亮二委員
河邊哲郎委員	大野和之委員	福田愛夫委員
井川文夫委員	奥井景子委員	瀬部俊司委員
仲西智裕委員		

〈欠席委員〉

芝田育也委員	和田武委員	島晃委員
高野正子委員	末廣美津子委員	立木靖子委員

※委員 25 名中 19 名の出席により吹田市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規程である会議の開催要件を満たしている。

〈事務局〉

富田副市長 平井都市創造総括監 永治部長 柚山次長 後藤環境政策推進監
畑澤総括参事 中嶋課長 竹原課長代理 清水主査 萬谷主査 村澤係員

〈傍聴者〉 0 名

〈次第〉

1 吹田市環境影響評価条例改正(案)について

〈進行〉

- 1 環境部次長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 資料説明
- 4 傍聴者確認(0名)

--開会--

会長 ○それでは、まず事務局より前回の審議会での主な意見や質疑応答についてご報告してください。

事務局 ○前回、2月10日にお時間を頂き二つの議題についてご意見いただきました。一つは環境パートナーシッププラザの基本構想（案）でございます。もう一つは本日の議題とさせていただいております環境影響評価条例の改正についてですが、この二題とも大きなボリュームがあり、中身も非常に濃いものでございました。前回の2時間のご議論の中でも熟議を尽くすには時間が不足だというご指摘をいただきました。当日資料を見て中身を確認するには時間が少ないというご意見もいただきました。また、前回の審議会において頂きました様々なご意見に対しまして、会議の中でも事務局の見解をお示しさせていただきましたが、十分にお伝えできなかった部分について、今回新たな資料により市の姿勢、意気込み等を文章としてまとめさせていただきました。議事録を十分整理して、ご意見に対しまして見解を明確にさせていただくべく、本日開催をお願いいたしました。議事も環境影響評価条例の改正一点に絞りまして、本日は2時間の審議会の中で、可能な限り丁寧にご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長 ○ありがとうございます。それでは資料の説明をお願いいたします。

事務局 ○<資料説明>

会長 ○ご質問ご意見お願いいたします。

委員 ○全国的にも先進的な条例であると評価はできるが、一方で複数の商業団体から意見をお聞きして、今回3万㎡以上と言う点については看過できない。非常に困るという強い意見を聞いています。この改正案については、面積要件だけでも修正する必要があるのではないかと思います。そうでないと了承することはできない。前回の審議会です承してもいいかということで打診がありましたが、この場では了承できないし、もし審議会です承するということになるのであれば、付帯意見という形で最低でもつけるべきだと思います。

委員 ○手続き期間を短縮するというにあわせまして、従来の面積要件を緩和するという事で、商業団体に不安が広がっておりまして、大型商業施設の建設につきましても、環境面からの規制だけではないと思います。都市計画法、建築基準法など色々規制はあると思いますけど、既存店舗との共存共栄、小売店舗への打撃ということも考えますと、格段の配慮をしていただけたらと思います。

事務局 ○前回に引き続き、ただいまのご指摘があったと認識しております。影響には環境面での影響の他に、経済面での影響、社会面への影響、この3つがあるかと存じます。この条例が環境面に対する影響を調査予測評価をして、よりよい事

業に誘導するというのは本来の目的ですが、結果として今まで社会的な影響を与えてきた。新たな社会的経済的な影響は、改正に伴って発生するものだと考えております。それぞれの立場で影響は様々ですが、影響があることに對して、市としてどう考えるのかということは、ご意見をいただき、環境面に対する著しい影響を市民の方々に与えないという、そのような条例に改正させていただいて、ただ今頂きましたご意見につきましては、市全体として対応できるかというのを今後考えて参りたいと思います。

委員 ○要するに、経済環境などは他の所でやってくれと、この条例の対象外だというように聞こえるのですが、私はそうではないと考える。環境という範疇の中には交通というものも含まれますし、大型店舗ができますと排気ガスの問題等地球環境が関係している。買い物環境、身近に買い物できなくなったら住みにくい街になりますよ。特に足の弱い方、そういうことも含めて住みやすい環境を考えないと駄目だと思うんですよ。単に商業団体、小売店がやっているのは経済活動だけではないですし、色々な活動をやっています。地域で防災活動を積極的にやってるのは、小売店を含めてがんばってるんだから、そういう活動を維持するのは大事だと。共存共栄という形で考えていく必要があるのではないかと思います。

事務局 ○これまでの環境の定義では、要素を 16 項目に分類しておりました。全国的には一致していますが、狭い意味での「環境」の定義になろうかと存じます。資料 6 の、答申と書かれた技術指針 8 ページをご覧くださいませでしょうか。要素をかなり広げております。特に一番下、「快適な都市環境の創造」の中で、「安全」であるとか「地域社会」、これは本来環境影響評価条例の守備範囲かという、少し範囲が広いのではないかとというのはございますが、環境まちづくりというためには、特に「コミュニティ」のように定量評価しにくい要素への影響を配慮するよう事業者には求めていきたいということで、環境要素を増やしたということです。先ほどご指摘がありました事業者に対する影響や生活環境というのは、ここで取り扱う範囲には入れることはできないと考えます。条例の目的に沿って、審査会の先生方のご意見も聞きながら守備範囲を定めてきた中で、また別の場で商業に関する条例や規則で、市としての姿勢を明確にするべきなのかなというところで、この中に入ってございません。

会長 ○ただ、16 ページを見ますとコミュニティのところ、商業施設の建設についてはコミュニティに影響を与えるということは言っていますよね。この辺もうちよっと研究していただいて、さらに存在、供用の段階でも一定の環境要素として具体化の取組をやっていただきたい。

事務局 ○具体的な商業施設の建設の計画があった場合には、環境影響評価審査会の中

で、周りのコミュニティにどんな影響を与えるのかというところを、環境審議会からもご意見いただいているということをお伝えさせていただくつもりです。

会長 ○是非具体化してほしいと思います。大規模商業施設は色んな面で影響を及ぼしますからしっかりと見てほしいと思います。それから、先ほど□□委員が3万㎡以上は認めることができないという意見をいただきましたが、審議会でする場かという議論がありましたが、その辺はいかがですか。

事務局 ○審議会がどういう場かという回答の前に、ひとつ補足させていただきたいと思います。全国47都道府県、19の政令市、中核市、特例市あわせて81ございます。その中で環境影響評価条例を持っているのは、ほとんどが都道府県と政令市ということです。政令市でも4市は持っていません。中核市、特例市においては、この条例を持っているのはたった五つということです。その中で商業施設、小売店舗を対象にしているところは、特例市では本市のみ、中核市では高槻市のみとなっています。どこでも商業施設に環境影響の網がかかっているわけではないことをご理解いただきたいと思います。審議会のご議論の方向性につきましては次長の方からご説明します。

事務局 ○審議会の位置付けを条例に基づいてご説明します。吹田市環境審議会は、環境基本条例第26条に設置を規定しており、二つの機能を定めています。一つは市長の諮問に応じて調査、審議し答申すること。もう一つは環境に関連する事項について、市長に意見を述べるができるというものでございます。検討いただく事案によりまして審議会の意見を一つにまとめる場合には、採決により賛否を問うこともございますが、それ以外は審議会でお出されました各意見に対応するよう、市へのご指示を頂き、市は後日どのように対応したかをご報告し、ご了承を得るという形で運営していきたいと思っております。

会長 ○□□委員からは3万㎡以上については認めることができないという意見が合ったということは議事録にもきっちり書きますし、市からもお伝えするということで。

事務局 ○それは承りました。

委員 ○吹田市の環境影響評価条例は全国的に言っても非常に優れた極めて先進的な内容を持っているわけです。環境影響評価の報告書について審査をしているのは、全国的に見ても吹田市だけだと思うのですが、そういう意味ではよそに見られないからそれを改めるというのでは、吹田市のこれまでの先進的な取組から見て私は非常に悲しい。吹田市というのは環境世界都市を掲げられて、住宅都市的な環境を守るという意味で、大方針が市長から示されているわけですから、この大型商業施設というのは、かなり典型的な公害に関してもそれぞれの地域

的な影響度は小さいですけども、広域的に都市環境を悪くするという原因になっているわけです。そういう意味では、少子高齢化という中で地域の商業施設を守るということが間接的には環境を守るということにつながるわけです。車を使わずに歩いて買い物ができるということは、間接的にそれぞれの地域環境に細かく見ていけ、ばかなりの影響を与えているということになるわけですから、そういう意味ではよそに無いから対象面積を広げるという理由は残念に思う。このことが実際に環境に対してプラスになるのかということをはっきりとしないとい一般市民としては理解できないのではないかと。拡大されることについては、環境をずっとやってきた私の立場からも理解できない。改善された面もあるかと思いますが、従来の条例を守ることによって不都合が出ない状態が依然として続いていると思いますが、そういう意味で従来の条例が持っていた貴重な条件をここで緩めるのは合理的ではない。環境の面から本当にプラスなんですかということをごをここで言っておきたい。

会長

○事務局いかがでしょうか。

事務局

○これまでの度重なる環境影響審査会で、集中的にご議論いただいた内容そのものでした。これまで平成 10 年に環境影響評価条例ができました、その際には先進的な自治体の中身手続き対象事業を参考にして決めました。当時のまちづくりに関する制度というものは、都市計画法であるとか、建築基準法であるとか、規制的手法しかございませんでした。その後条例を運用していく中で、平成 15 年には景観まちづくり計画を持つに至りました。平成 20 年には景観まちづくり条例というオリジナルな条例を定めるに至りました。また平成 16 年に、これまで要綱でしか規定していませんでした開発に関する事前協議の手続きを、通称すまいる条例として定めるに至りました。その中には環境の要素が入っています。また平成 22 年度から環境まちづくりガイドライン開発建築版というものを示して、一定規模以上の案件全てに届出をしていただく。その中には 100 項目近い環境配慮の項目を市民に明らかにしていただく。平成 23 年度版でさらに強化しております、環境影響評価条例、環境まちづくりガイドライン、すまいる条例、景観まちづくり条例、それに加えてこの 4 月からは都市計画法に基づく高度地区については、高層ビルの高さを原則 45 メートルに抑えると、これは他市から見ると非常に開発のしにくい状況になっているのかなど。それが目的ではないのですが、よりよい環境まちづくりを進めるためにこれだけの手続きを束になって進めていくということを考えております。ただ今ございました、規模要件が一部で緩和されたように見えておりますが、審査会の中でも環境まちづくりガイドライン、そこでは CASBEE 評価というのもやりますし、決して緩和ではなくてより良い方向に決め細やかにいくん

だということをご確認頂いております。運用上我々はそういう決意を持ってやっています。

委員 ○さきほどの意見と同じ感覚を持っていますが、審議会の性格について一言申されましたけども、会長名で答申を出して、答申に従って市長が今度案を出してきて、案の基本になっているのは我々の答申ですから、その時に面積の問題もクリアされているのだらうと認識してるわけです。その中で細かい事業の種類を見直すだとか、手続きを簡素化することでスピーディーにするんだということも考えた。手続きの期間を短縮しましょうということになってきた。そうすると住民とのコミュニケーションもおかしくなるので、コミュニケーションをもちょうとやりましょうというところを審議会で議論してきたんだと私自身は認識しています。ですから、□□委員が付帯でもいいからそういう意見をとというのは、答申の時に述べておいて、勘案したうえで今度の案が作られていくというのが手順としてはいいのではないかなと。一般的なルールというものが暗黙のうちにあって、いちいち意見を確認しながら議事を進めるものではなくて、非常に広範な問題が含まれているので、この際改めて面積要件について議論するのはいかがなのかなというように思っている。これは案ですからご意向は明記されるべきだと思いますが、審議会で審議される案件としてもう一度審議し直すというのは時間がかかりすぎる。

委員 ○全部やり直せということではなくて、面積要件だけ再考できないかなということでも言わせてもらっている。12月議会でも継続審議になった経緯もありますので、前に審議会で了承したからよし、というのはどうかなと思います。

会長 ○先ほどの取り扱いで、3万㎡以上は認められないという意見があったことはきっちり書きとめておくということ、それと面積要件を変更することで環境が悪化するようなことになってはならないので、まちづくり関連条例等できっちり抑えて、これまで以上に良くなるということを保障してもらうという確約が無いと駄目なので、そこは意見として言うておくということで。

委員 ○私たちは市民代表として参加しているので、市民の方から疑問を投げかけられて、単純に考えれば緩和しているということにならないかという疑問にしっかりと答えるという市の態度がいるのではないかと。改正しろということではなく、環境面から歯止めがかけられるんだということを市民に対して説明をしてもらいたい。パブリックコメントといっても、具体的な意見はそう出ない。個人的な意見を丁寧に受け止めて、積極的に考えている人に対して市は答えていただきたい。ガイドライン等はあくまでも良心的な対応を求めるという性格が強いものですから、そういう意味では環境アセスメント条例に代わるようなしっかりとした根拠を持っていない場合が多いですから。緩和になるようなこと

は絶対にさせないという歯止めをしていただきたい。そういうような議論をする場が審議会だと私は思うんですね。専門家の審査会とまた違った役割が審議会にはあるということでこういう発言をしたということです。

委員 ○資料5のところで、3ヘクタールを10ヘクタールにという話と、5千㎡を3万㎡にという部分、やっぱり十分な説明をやるべきだろうと感じます。市の見解の中で、10年以上の運用経験や知見という話と、専門的な見地からの意見を尊重するという、このことだけでは市民や、我々専門家もその場に参加しておりませんので、十分に理解できないのではないかと。そこを環境面に限定したとしても、これまでの運用経験や知見とはどういうことで、また専門的な見地とはどういうものなのか、丁寧に説明しておく必要があるのかなど。その資料が今日の審議をするうえで欠けている。もうひとつは、市のほうで影響評価だけではなくて、ガイドラインや都市計画の高度規制であるとか、総合的にやっているという話でしたが、そこまで聞くと理解はできるが、影響評価の指針だけについて議論してくださいといっても我々は理解できないのでは。関係する制度をあわせて説明する、そうすると審議会での理解も深まりますし、市民に対する説明も果たしていけるのではないかとということで、その二つの資料が今回出るべきであったのかと、今後も審議会で色々なことが諮られると思いますので、是非市民向けに対してはそういう配慮をしていただけたらと思います。

委員 ○今までの話をトータルすると学識の先生方も、吹田が育んできた環境に対する取組というものを全国レベルに落とすということに賛同できないというご意見を中心にされていると思うんです。あと商工会議所の代表の方ですとか、民商の声とか、□□委員のご発言は、地元の商売を守るのか、大店の出店を許すのかを直接聞いているわけですよね。役所の見解はここはそういうことを議論する場ではありませんねと、環境影響評価について審議いただく場なので、地元の商売守るか守らへんかはよそでやってくれ、ということでこの間やり取りをされていると思う。議論が進むにつれて学識の先生方から、役所はこういうことに配慮して審議を尽くしてほしいということまでおっしゃっていただいているわけです。ただ吹田市のやり方を見ていると、3万㎡にしてしまうと、後の説明は形だけなのかなという、要はここは関所なんですよね。3万㎡に緩和するということが、審議会です承したということをもって3月の市議会に来たときに、審議会でも了承をもらってます、議会は何で反対するんですか、という材料にしたいこの議論なんですよね。ここははっきりさせたい方がいいと思うんですけど、環境部がここまで3万㎡に固執する理由がわからないんですよ。文言の訂正や案の修正は審議会でするのではないという議論は確かにあるが、これずっとやっていくと様々な声を踏み越えて、3万㎡でいきますよ、

あとの下支えはCASBEEとEGLでやりますよという、この繰り返しになるので、役所もここは態度を軟化させて、本当に審議会それぞれの立場の人たちが言っているのは何なのかということ立ち止まって考えないといけない。担当の言い分もわからんわけではないんですよ。自分たちが決めた案なのでこのまま了承してほしい。今回の環境審議会がどういう結末になるかは会長の手腕によると思いますけど、担当といくら問答をしても押し問答になるので、ここは環境部長なり都市創造総括監から今後吹田市としてどんな対応をするのかという決意をおっしゃっていただいたら、収束するのではないか思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 ○先ほどお二人の委員からご指摘いただいた吹田の商業と買い物環境をどう守っていくのかということですが、私どもの守備範囲からは逸脱をしますので、違うところで私たちは反映をするよう努力はさせていただきたいということを担当は申し上げたと、そう思っております。商工会議所、商工団体についても説明はさせていただきました。そこには、私どもの産業労働にぎわい部の責任者も一緒に行って、トータルな商業環境を含めて論議を進めております。ですから、これについて全くアセスとは関係が無いですから横に置いてという態度ではございません。トータルな課題としてきちっと受け止めさせていただきたいというところなんです。もうひとつ、最終的には議会でご審議いただくということで、現在継続審議ということで審議の途中ですので、私どもがご意見いただいたことを上司に対して報告をしながら、どういう取り扱いをしていくのかということについて判断をいただくことはありましても、ここでこれについてはこうですというようには申し上げる状況ではないということです。申し訳ございませんが、前回の資料の中でお示しさせていただきました、吹田市環境まちづくりガイドライン、これは平成23年度版の最終案ということでお示しをさせていただいております。これは私どもが平成10年から今まで吹田市が全国的にも一番厳しいといわれている環境影響評価制度、この中でそれぞれの事業に対して指摘をしてきた事項を全て網羅して、今日的に検討してきた項目をここに出しております。この案でいきますと、94項目、これが吹田市で開発、建築をしようという人に対しては、0.1ヘクタール以上にはこれを適用していくということで、昨年からやっております。これは12年間の審査会の知恵、住民の皆様の意見をいただいて、市長意見としてお示しをして事業者に守っていただいたその中身、これがガイドラインとして確立してきている。これを今回の3月議会においても、すまいる条例の一部改正ということで、これを条例の中に位置付けるということも出ささせていただいております。平成10年から4件の環境アセスの事案がございました。そういった知見、学識の皆様の専門的

な見地からのご意見、住民のご意見を網羅したものとして、市におけるひとつの財産だということで、環境アセスについて見直しをさせていただこうというものです。そういう意味では住民の皆様にも、環境コミュニケーションを含めて周知をしていく中で、環境まちづくりに真剣に引続き取り組んでいくというそういう姿勢を今後も明らかにさせていただきたい。

会長 ○先ほどのご発言もありましたけれども、一般の市民の方は3万㎡になると当然環境は悪化するのではないかという危惧があると思うので、先ほどの仕組みの中でそうではないということをはっきりと説明するために、具体的なイメージを持って説明する場を審議会で設けてほしい。それは宿題としてお願いしたい。来年度でも結構ですのでお願いします。

委員 ○誤解が無いように言っておきますが、アセス条例は開発事業者に対して重しをかけて、手続きでいうと、これまでの3年から1年半ぐらいに短縮できるので、開発事業者にとってはやりやすいわけですね。その際の手続きの短縮に伴って、一定緩和に見えるところはCASBEE、EGL、すまいる条例で下支えしているので、要件緩和が市民への不利益をもたらすものではないという説明をしているんですけど、実はこれは、すまいる条例に開発行為の短縮とか遅延とかいう効果をもたらすことはないんですね。それが副次的に例えばですが、茨木マイカルや大日のイオンモールを吹田市が新たに新店をさせることを拒んできたんですね。そこは誤解の無いようにもう一度言いますが、アセス条例の今回の改正は、下支えによって補填されていますよと役所は説明しますが、その補填が違う効果をもたらしますので、今まで通りですかということ、これは今まで通りではないということをおきたいと思えます。

委員 ○今日の議論を聞いていて、5千を3万にするという点は分かりにくいと思います。緩んでいるのではないかと受け取られると思います。非常に相手方の好意による実施ということで、今まで好意に拠ってたとはいえ、ここの数値が変わることでもどうしても緩和されたように見えてしまう。説明の中にあつた、当初平成10年に何も無い中で先進的なものを作ろうとした時に、最も規制の厳しいものから拾ってきましたという言い方をされたんですよ。その効果というのは確かにあつたと思うし、他市と比べても厳しいということで今回変えるんですというやり方は良くないと思う。よそよりも厳しいために環境が守られてきたのか、それとももう少し緩めてもその状況は今後変わらないのか、もっと違う面でも環境面が守られるという言い方をしないと、特例市でうちしかないんですという言い方は市民の方にご理解いただけないと思う。ずっと説明を聞いていて規制が緩むのではないと理解しているのですが、その辺の理解が市民に得られるのかということをお信をもってこの席で言えるのかということ、3万に

しても大丈夫ですねという状態じゃないかと先ほどから感じている。

委員 ○一般的に3万にするメリットが感じられない。3万に変えるメリットは環境にとってどういうものなのかを明示していただかないと、賛成しかねるなと思いました。

会長 ○3万にするメリットとは何なのですか。

事務局 ○メリット、デメリットという議論はしていませんが、一貫して我々が議論してきたのはこの条例の適正化ということです。本市は行政手続条例を持っておりませんが、制定した際には手続きの期間を一切明示しておりませんでした。手続きに入ってから出るまでが全く見えない。最長で6年を超える事案もありました。他自治体の条例で、手続き期間を設けていないのは殆どなく、本市とあと一つあるかないかというような状況で、大阪府、大阪市にしても、ある図書が事業者から提出されて、それに対する市長意見を返す期間を何ヶ月とする、という規定を条例や規則の中に定めています。これまで本市では、平均3年2ヶ月かかってきた手続きが、スムーズにいけば1年半ぐらいいという言い方はしているのですが、それはお書きしていません。事業者の環境への取組み姿勢によりましては、そこは審査会が判断しますが、まずその期間が短縮化される可能性を明らかにしたい、それが一つ。それから国の法の趣旨に真っ向から対抗する条例を自治体としては作りづらい、作れないということもございまして、大店の立地を促進する方向で我々も動かざるを得ない。ただ、そうは言いつても、我々は地域の産業を守っていかなければならない。そのような市全体のバランスの中で、我々の条例がある一定の社会的な影響を与えてきた。ただ、その手段として本条例での期間的な圧力を使うことが正しかったのかと。先ほど部長が申し上げましたように、ガイドラインであるとかアセスの環境要素を増やすであるとか、コミュニケーションを非常に重視することで質的なハードルは上げたと考えています。例えば山田の駅前、大規模店舗にかかったのですが、あれで3万6千㎡ございます。それからイズミヤが3万㎡ございます。ジャスコについても3万㎡を越えています。審査会の議論では、そういう資料をお出ししまして、吹田市においてどの規模以上の大規模小売店舗が著しい影響を与える可能性があるのか、ほぼそれは3万㎡であるだろうと。10年以上運用してきた知見にもよるところですが、そういうご示唆をいただいて今回3万㎡にさせていただきました。今回決して緩和をしたというわけではございません。ただ、そのように見えるというのは、条例に関連する諸制度についての我々の説明が足りないのかなと思います。

委員 ○今の説明に対して実情をお話したいと思います。この条例を作るときから行政に協力して、審査会ができたときも最初の会長として7年間会長職をやりまし

た。その間一番大きな問題は JR のトラックターミナルの問題ですけれども、それは確かに7年間かかりましたけれども事業者の都合も随分あったわけでして、途中で工事を中断したり非常に大きな問題がありました。少なくとも当時の市長が、JR の問題を市民が納得いくようなものにしたいという環境配慮のもとに作られたものでして、そういう熱意に応じて審査会も非常に丁寧な議論をしました。これは吹田市の歴史的な大事業だと思っていますし、今後そういうことはあり得ないと思いましたが、事業者に対しても最大限の努力を求めました。この JR の事業についての環境配慮の成果というのは今後非常に大きな影響が出るであろうと楽しみにしています。そういう長期間かかったということ、今言ったような形で考えておられるとしたら大変残念に思います。ただ年限を制限するというだけで機械的にアセスメントの目的を達成する、今後大事業が無いであろうという背景のもとに条例の改正に取り組まれて、非常にきめ細やかになっていると思います。ただ、そういう点から言うと、対象面積の問題については、環境面からは何も説明できないと思います。何か経済的な圧力のもとに拡大したのかなと私は考えておまして、審査会ではあまり議論に参加できなかったものですが、何故拡大したのかという理由がね、歯止めはあると思いますが、アセスメントというのは科学的な見地から評価をして事業に反映するという取り組みですから、その他の条例は科学面から専門的な人が参加しているわけではありませんので、環境面からは前進ではなく後退であろうと。これまでは事業者の出してきた案に対して代替的な案を提示してそれを実現してもらったわけで、事務局がおっしゃった前段の理由は私はおかしいんじゃないかと思う。対象規模を変えたということに絞って全ての人になるほどというような理由を示さないと市民の理解が得られないんじゃないか。審議会は市民の理解を得るための会だと思うので、市民代表から疑問が出ているのに対してしっかりと応えたものを行政として出していただかないと議会で承認されたからいいというものではないんじゃないでしょうか。

事務局 ○一点補足をしたいのですが、5 千㎡が 3 万㎡になったということでご議論いただいているのですが、併せて、運用上のルールを見直したという点を補足したいと思います。これまでは住宅に関しても、商業に関しても、既存の面積からどれだけ増えるかを対象にしております。そのため、南千里のジャスコが建替えをした際には、現行の条例では対象となりません。増分が 5 千㎡以内であれば対象となりません。同じ理由で南千里の駅前商業施設についても対象になりませんでした。これまでの既存分を引いたからです。改正後は、ジャスコの建替えもイズミヤの建替えも、南千里も全て対象になります。例えば、5 千㎡程度の店舗、これは MBS の横にあるコーナン、これまではあの程度でも対象とな

っていましたが、同規模のものを建替えてもかからなかった。これからは、気存分を差し引きをせず、新たに建設するもので3万㎡を越えるものは全て対象事業になるということで、単純に緩和となるものではない。新たな建設行為に対して、しっかりと網をかけるということ。

委員 ○もしそれが、市民のためにやってるという言い方であればね、5千㎡で同じ理屈を適用すればいいんですよ。もっと言うならば、ライフとか佐竹スーパーとかそういう店舗はトータル何店舗あるんですか。全て足してください。それで既存の小売店舗と比較しましょう。という議論にもなるわけですよ。緩和じゃないということであれば、数字はこのままで同じことをやってもらっても我々としてはそのほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

事務局 ○審査会の中でもそういう議論がございました。5千㎡を残すのであれば、他の対象事業の要件を逆に全部下げなければバランスがとれない。「著しい環境影響」ということで頭をそろえるというのは必要であろうと。著しい影響という定義で適正化を図ろうという趣旨で、審査会でもご議論いただいたということでございます。

委員 ○もう一点だけ、これは一方的に意見だけいいですけども、いわゆる吹田操車場開発の環境影響評価でこれが十分に力を発揮したことは議員の一人として十分認識しています。操車場開発をする時に、十分な市民理解を得るためにしっかりと年月をかけて手続きもきちっとやってきて、アセス条例は効いたわけですよ。そして次にそこに物を作る時に、今度同じ条例が邪魔になるわけですよ。時と場合に応じて狙い撃ち行政というのはあまりよくないと思いますよ。操車場開発をする時にはこれを狙い撃ちして厳しいものを作りました。今度は上に物を作る時に、今度は邪魔になると、だから要件を緩めておくと。でも要件を緩めると言ってしまうと理解が得られないのでCASBEEやEGLやすまいる条例で下支えするんだと言いますが、副次効果が違いますよということ、一方的に意見として言っておきたいと思います。

会長 ○先ほど環境影響評価条例に基づいて、デュー山田、毎日放送、JRの3つが出ましたけれども、携わった者として時間がかかったのは、デュー山田やJRは最初の入り口で事業者が出してきた車の取り付け専用道路が高架構造物だったんですよ。環境影響的にも大気の拡散になるし、騒音の問題もあるし、景観上も問題が出てくる。それから毎日放送については熟度があまり高くない段階で出てきたわけで、何を言いたいのかというと、そういう構造変更があった場合には時間がかかるので、あまり時間だけを優先してもらっても困りますから、入り口できっちり事業者に対して吹田市の姿勢というのを強く言っておくと、そして熟度の高い環境影響に耐えられるような内容で出して欲しいというの

は宣言しておかないといけない。これは要望ですけれども、良くなってきていると思いますよ、この条例のおかげで。

委員 ○新しいアセス条例のいいところは、前もって吹田市はこういう基準で検査しますよ、これに則って計画を出してくださいというのがいいところだと思う。面積要件については、新設で5千㎡ならいけたのに、今度は3万㎡じゃないとダメというように、除外される部分があると思うんですよね。今までの対象になってたものプラスこれから対象になるものも含まれるという書き方にしていたら誰も異論はないと思うんですよ。そこが不十分で、読み方によれば今まで対象にしていたものが対象にならなくなるのかと、そうすると不信感にもつながる。市民にとっても今までの条例があったことに対して、環境が守られてきたと思っているので、そこが揺らいでくるかもしれないので、意見として言いたいのは、前もって条件を出すというのは絶対にして欲しい。面積要件については、最低今までのものが対象になるような書き方、もしくはそれ以上のものが対象になるような書き方に変えて欲しい。というのが意見です。

会長 ○他にご意見ございませんか。よろしいでしょうか。先ほども言いましたけど、審議会として一本の意見にまとめるということではございませんので、今日出てきた意見を議事録でしっかりと確認していただくとともに、意見を真摯に受け止めて市の案として反映していただきたいと思います。ただ一番市民感情として不安なのは、5千、3万という心配な点がありますので、何回も言いますが、決してこれが環境悪化につながるものではなく、良いまちづくりに貢献するんだというような、抜けがないように詰めていただきたいと思います。それでは、長時間にわたり議論いただきましたけれども、有益な議論ができたと思います。この議論を次年度に活かして行くということでよろしくお願いします。

委員 ○資料5の工場又は事業場の建設のところで、数値が書いてありますけれども、近隣の市と比べてかなりきっちりしているのか、それとも普通ぐらいなのかをお尋ねしたい。これだけではイメージがわからない。妥当性を教えていただきたい。

事務局 ○新たに追加した規模の要件ですが、大阪府の環境影響評価条例では、先程読んでいただいたところの2倍にあたる規模要件を設定している。大阪府の半分の規模で対象にしていきたいということで今回設定をしております。

会長 ○それでは以上をもちまして環境審議会を終了いたします。

--閉会--